

瀬戸市消防本部住宅用火災警報器取付け支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（電気工事を伴うものは除く。以下「住警器」という。）を設置することが困難な世帯に対する住警器の取付け又は取替えの支援（以下「支援」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象は、瀬戸市に在住し、住警器を設置することが困難と認められる世帯（以下「支援対象世帯」という。）とする。

(支援の内容)

第3条 支援対象世帯への住警器の設置は、消防職員が無償で実施するものとする。なお、支援の実施は、原則として平日の午前9時から午後4時30分までとする。

(支援の申込)

第4条 支援対象世帯からの申込は、予防課を窓口とし、直接若しくは電話又はファックス若しくはメールでの受付とする。

2 前項の申込は、代理人により行うことができるものとする。

(支援の受付)

第5条 前条の申込があったときは、支援に必要な項目について聴取し、又は確認し、「住宅用火災警報器取付け等支援申込書兼受付票」（様式1）を作成するものとする。なお、受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(支援の条件)

第6条 支援の実施における条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 住警器及びねじ、フック等の取付けに必要なものについては、原則とし

て支援対象世帯が用意するものとする。

- (2) 住警器の用意が困難な支援対象世帯から購入支援の希望があり、消防本部が必要と認めるときは、購入希望先を聴取し、支援者対象世帯に代わって購入することもできるものとする。
- (3) 支援の実施に際しては、支援対象世帯の居住者又はその代理人が立ち会うものとする。

(支援の実施)

第7条 支援職員は、実施日時を調整し支援を実施する。なお、消防手帳の他、取付けに必要な資機材（脚立、取付工具、上履き等）を携行するものとする。

2 支援職員は、支援を実施する前に「重要事項確認書」（様式2）の記載事項に基づき、取付け方法等について説明を行うとともに、取付け後に立会人と取付け状況の確認（位置確認、作動確認等）を実施するものとする。

3 前項の説明及び確認を実施後、立会人の同意を得た上で、様式2の署名欄に署名をしてもらうものとする。

(免責)

第8条 この事業で取付けた住警器の不具合（故障、誤作動、電池切れ等）や支援を実施したことにより生じた住居の汚損、毀損等については、責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、消防本部は賠償の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

住宅用火災警報器取付け支援申込書兼受付票

受付No. : _____

【申込者】 氏 名： 住 所：瀬戸市 連絡先：	町 番地	
【代理人（代理人を立てる場合のみ記入）】 氏 名： 住 所： 連絡先： 申込者との関係：		
【希望日時】 年 月 日（ ） 時		
【設置状況、希望数等】 ・現在の設置状況：無・有（寝室____個、階段____個、その他____個） 経過年数 ____年 ・希 望 設 置 数：____個（寝室____個、階段____個、その他____個） ・購入支援希望：無・有（直近の電気店、直近のホームセンター、その他 希望する電気店等：_____）		
※ この欄は記入の必要はありません。（消防本部で記入）		
【受付日時】： 年 月 日（ ）		
【受付担当者】：		

重要事項確認書

支援担当者氏名： _____

【取付け前】

- ☐ 職員から条例で定められている設置場所について説明を受けた。
- ☐ 職員と設置位置を確認し、問題のないことを確認した。
- ☐ 職員から住宅用火災警報器の取付け方法について説明を受けた。
- ☐ 機器の作動確認をし、問題のないことを確認した。

【取付け後】

- ☐ 天井又は壁に固定され、落下のおそれがないことを確認した。
- ☐ 取付けられた状態で機器の作動確認をし、問題のないことを確認した。
- ☐ 職員から点検方法や交換時期の目安について説明を受けた。

【注意事項】

- ☐ 取付け後に生じた機器の不具合については、消防本部では補償は致しかねます。
- ☐ 消防本部は、支援の実施により生じた住宅の汚損、破損等について、職員の故意又は過失による場合を除き、賠償の責めを負わないものとします。

上記の内容について、担当職員から説明を受け、同意しました。

年 月 日

支援申込者： _____

代 理 人： _____

